

他人の物を盗る行為＝犯罪

9月13日、1年6組の教室に置いてあった財布の中から現金が無くなるトラブルが発生しました。本校内の者が盗ったのならばとても悲しいことです。このような行為は「刑法」で「窃盗」という犯罪であると規定されており、犯人は逮捕・補導される可能性があります。

窃盗（刑法第235条）

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

【盗難の被害に遭わないために】

- ①多額の現金や高価な物を学校に持ってこない。
- ②貴重品は常に持ち歩く等きちんと管理するか、先生に預ける。
- ③被害に遭ってしまったらすぐに保護者および先生に相談する。

今回の事件に関する情報を集めています。秘密は厳守しますので、先生方に情報を提供してください。